

文京区介護保険条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。
令和八年七月二十一日

文京区長

成

澤

廣

修

文京区規則第六十七号

文京区介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

文京区介護保険条例施行規則（平成十二年三月文京区規則第五十七号）の一部を次のように改正する。
別記様式第三十号を次のように改める。

介護保険負担限度額認定申請書

(申請先)

年 月 日

文京区長 殿

次のとおり関係書類を添えて、食費・居住費（滞在費）に係る負担限度額認定を申請します。

フリガナ 被 保 険 者 氏 名			被保険者番号															
生 年 月 日	明・大・昭		年		月		日											
住 所	〒																	
	連絡先																	
入所（院）した 介護保険施設の 所在地及び名称 （※）	〒																	
	連絡先																	
入所（院）年月 日（※）			年		月		日		(※)介護保険施設に入所（院）していない場合及びショートステイ を利用している場合は、記入不要です。									

配 偶 者 の 有 無		有 ・ 無		左記において「無」の場合は、以下の「配偶者に関する事項」については、 記入不要です。														
配 偶 者 に 関 する 事 項	フリガナ																	
	氏 名																	
	生 年 月 日	明・大・昭		年		月		日										
	住 所	〒																
		連絡先																
	本年1月1日現在の住所（現住所と異なる場合）																	
	課 税 状 況	住民税 課税 ・ 非課税																

収入等に関する申告	☐	①生活保護受給者/②住民税世帯非課税である老齢福祉年金受給者																
	☐	③住民税世帯非課税者であって、課税年金収入額と【遺族年金※・障害年金】の収入額、その他の合計所得金額の合計額が年額82万6,500円以下です。（受給している年金に○をしてください。以下同じ。） ※寡婦年金、かん夫年金、母子年金、準母子年金、遺児年金を含みます。以下同じ。																
	☐	④住民税世帯非課税者であって、課税年金収入額と【遺族年金※・障害年金】の収入額、その他の合計所得金額の合計額が年額82万6,500円を超え、120万円以下です。																
	☐	⑤住民税世帯非課税者であって、課税年金収入額と【遺族年金※・障害年金】の収入額、その他の合計所得金額の合計額が年額120万円を超えます。																
預貯金等に関する申告 ※ 通帳の写しは別添	☐	預貯金、有価証券等の金額の合計が②の方は1,000万円（夫婦は2,000万円）、③の方は650万円（同1,650万円）、④の方は550万円（同1,550万円）、⑤の方は500万円（同1,500万円）以下です。 ※第2号被保険者（40歳以上64歳以下）の場合、③～⑤の方は1,000万円（夫婦は2,000万円）以下です。																
	預貯金額			円	有価証券 (評価概算額)			円	その他 (現金・負債を含む。)	() ※		円						
※内容を記入してください。																		

申請者が被保険者本人の場合には、下記について記入は不要です。

申請者氏名	連絡先（自宅・勤務先）
申請者住所	本人との関係

注意事項

- (1) この申請書における「配偶者」については、世帯分離をしている配偶者又は内縁関係の者を含みます。
- (2) 預貯金等については、同じ種類の預貯金等を複数保有している場合は、その全てを記入し、通帳等の写しを添付してください。
- (3) 書き切れない場合は、余白に記入するか又は別紙に記入の上添付してください。
- (4) 虚偽の申告により不正に特定入所者介護サービス費等の支給を受けた場合には、介護保険法第22条第1項の規定により支給された額及び最大2倍の加算金を返還していただくことがあります。

付 則

この規則は、令和八年八月一日から施行する。